

義務履行に関する手続き (削減量が不足している場合)



2021年3月
東京都環境局

目次

はじめに	…	<u>2</u>
1 排出量取引の流れ	…	<u>4</u>
2 排出量取引における留意事項	…	<u>13</u>
相談窓口	…	<u>18</u>

はじめに

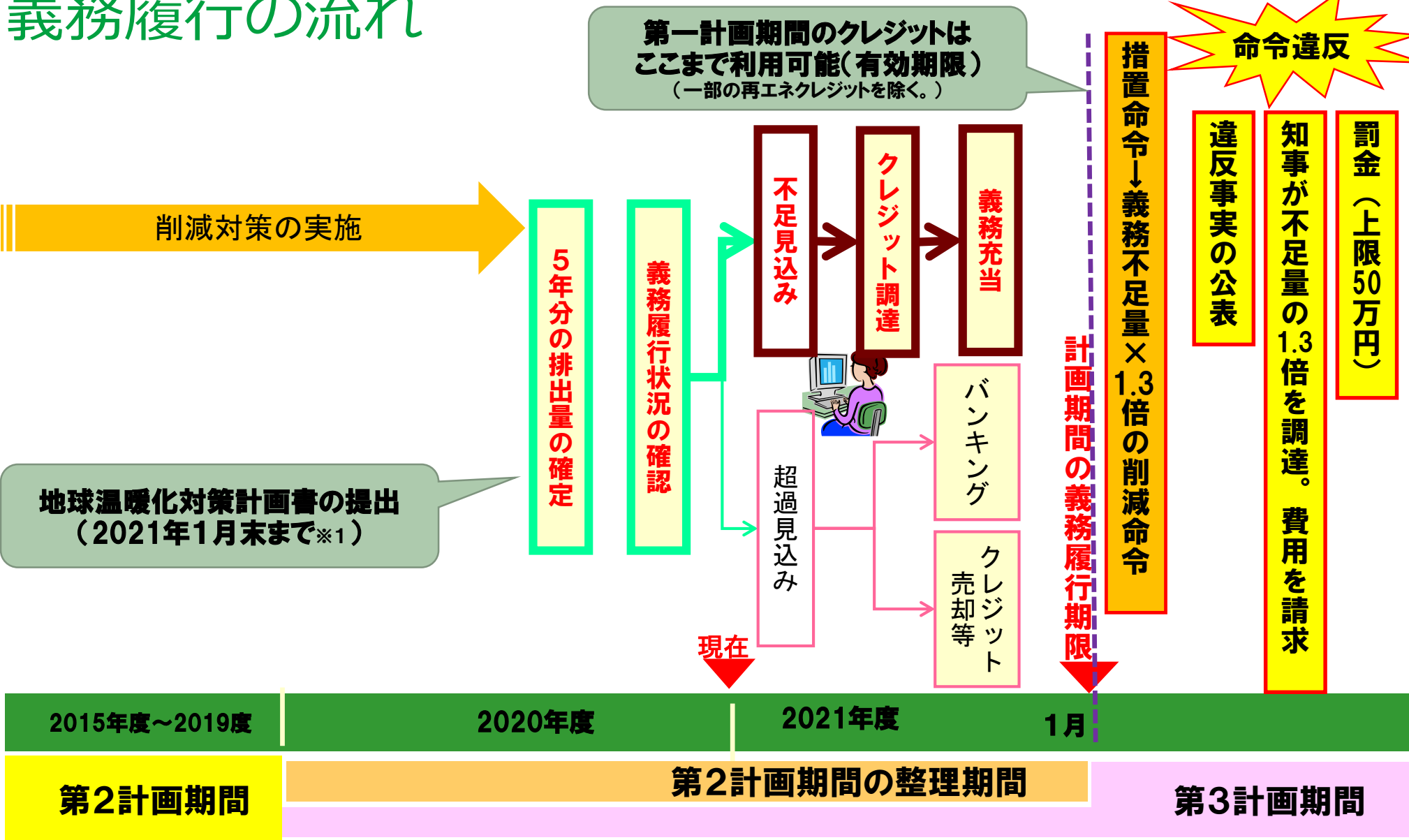
- ◆ 現在、排出総量削減義務と排出量取引制度の第2計画期間の整理期間中となっており、この期限（義務履行を完了する期限）は、2022（令和4）年1月末までとなっています。

※ 第二計画期間の義務履行状況の確定が、2021（令和3）年8月5日以降にあった事業者は、確定の日から180日以内が期限（義務履行期限を記載した通知を送付予定）となります。

- ◆ 第2計画期間において、自らの削減対策やバンキングしたクレジットの活用だけでは義務履行が難しい場合、計画的に排出量取引（クレジット購入等）を実施し、2022年（令和4）1月末日までに削減義務を履行する必要があります。

※ 義務履行期限が2022（令和4）年2月1日以降であると通知された事業者が所有するクレジットは、その通知に記載された義務履行期限まで使用可能です。

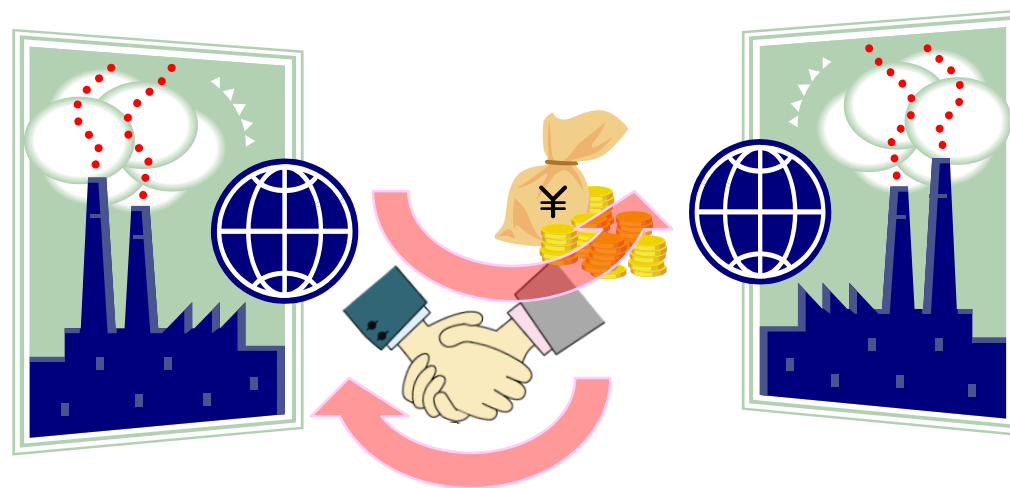
義務履行の流れ



※1 2021年1月7日発令の緊急事態宣言を踏まえ、2021年4月30日までに提出すれば、罰則規定が適用されないこととされています。

1 排出量取引の流れ

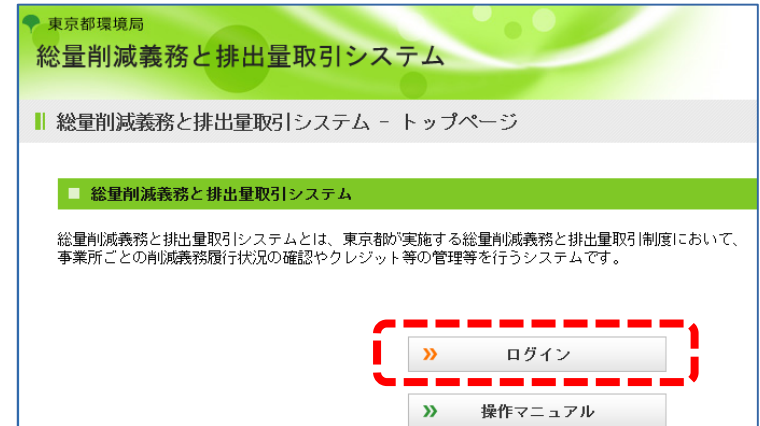
- 1-1 義務履行状況の確認
- 1-2 一般管理口座の開設
- 1-3 取引相手を探す
- 1-4 排出量取引の例
- 1-5 義務充当



1-1 義務履行状況の確認 (指定管理口座)

(1) 総量削減義務と排出量取引システムのログインページからログイン

<https://www9.kankyo.metro.tokyo.jp/>



【注意】

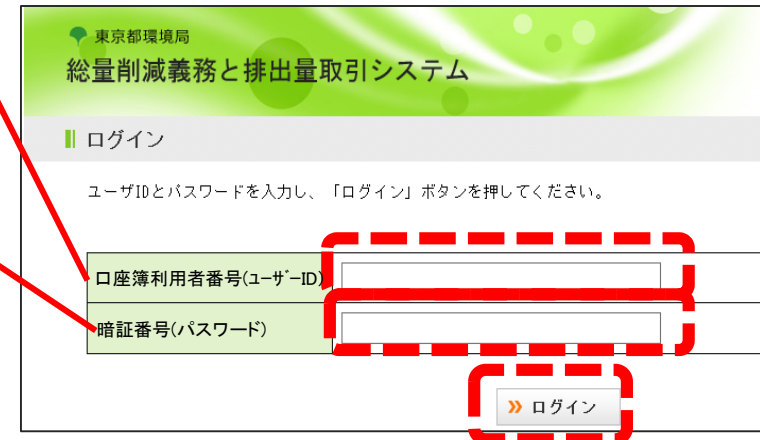
お手元に指定管理口座用のユーザーIDとパスワードを御用意ください。

※連絡先担当者用IDとは異なります。

(2) 確認する口座のユーザーID及びパスワードを入力→ログイン

「ユーザーID」
口座開設時に通知のあった口座簿利用者番号を入力

「パスワード」
口座開設時に通知のあった暗証番号を入力
・初回ログイン時は、初回「パスワード変更情報入力」画面が表示
・2回目以降は、変更したパスワードを使用してログイン



【注意】

変更した「パスワード」の管理は各自で行ってください。

ユーザーID・パスワードを忘れた場合は、パスワードの再発行を手続きください(再発行まで10日程度)。

口座利用者番号等通知申請書

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/kouzabo_riyousha.html

1-1 義務履行状況の確認 (指定管理口座)

(3) 義務履行状況照会から自らの事業所の義務履行状況を確認

【削減量が超過する場合】
「超過削減量の発行可能量」が①に表示

【削減量が不足する場合】
「不足する削減量」が②に表示

【排出量取引をする必要がある場合】
「保有しているクレジット量」が③に表示

①

超過削減量
発行可能量

③ ※1 ※2

クレジット
保有量

②

不足する
削減量

排出量取引が必要

- ※1 一般管理口座にもクレジットを保有している場合は、そのクレジット量も加えて不足量を確認してください。
- ※2 指定管理口座に保有しているクレジットは、自動で義務充当されます。

■ 義務履行状況

削減義務率以外の数値の単位は(t-CO2)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 整理期間	削減義務 期間合計
基準排出量	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000		60,000
事業所区分	I-1	I-1	I-1	I-1	I-1		
トップレベルの判定							
電事法の対策緩和事業所							
削減義務率	17 %	17 %	17 %	17 %	17 %		
特定温室効果ガス排出量	9,000	9,800	9,800	10,800	11,000		50,400
排出削減量	3,000	2,200	2,200	1,200	1,000		9,600
その他ガス削減量の義務充当量							
振替可能削減量の義務充当量							
超過削減量の発行量							0
取引を加味した排出削減量	3,000	2,200	2,200	1,200	1,000	0	10,100
超過削減量発行可能量	960	1,120	1,280	440	0		

残りの削減義務期間における排出上限量 0 t-CO2

前年度排出量を維持したときの残りの削減義務期間における排出量 0 t-CO2

前年度排出量を維持したときに削減義務量に不足する削減量 600 t-CO2

前年度排出量を維持したときに繰越
又は次の削減計画期間における義務充当(バンキング)が可能な削減量 0 t-CO2

■ クレジット保有状況 ←現在、指定管理口座に保有する超過削減量

第1期クレジット ←1期のバンキング分(有効期限2022年1月末) 400 t-CO2

第2期クレジット 0 t-CO2

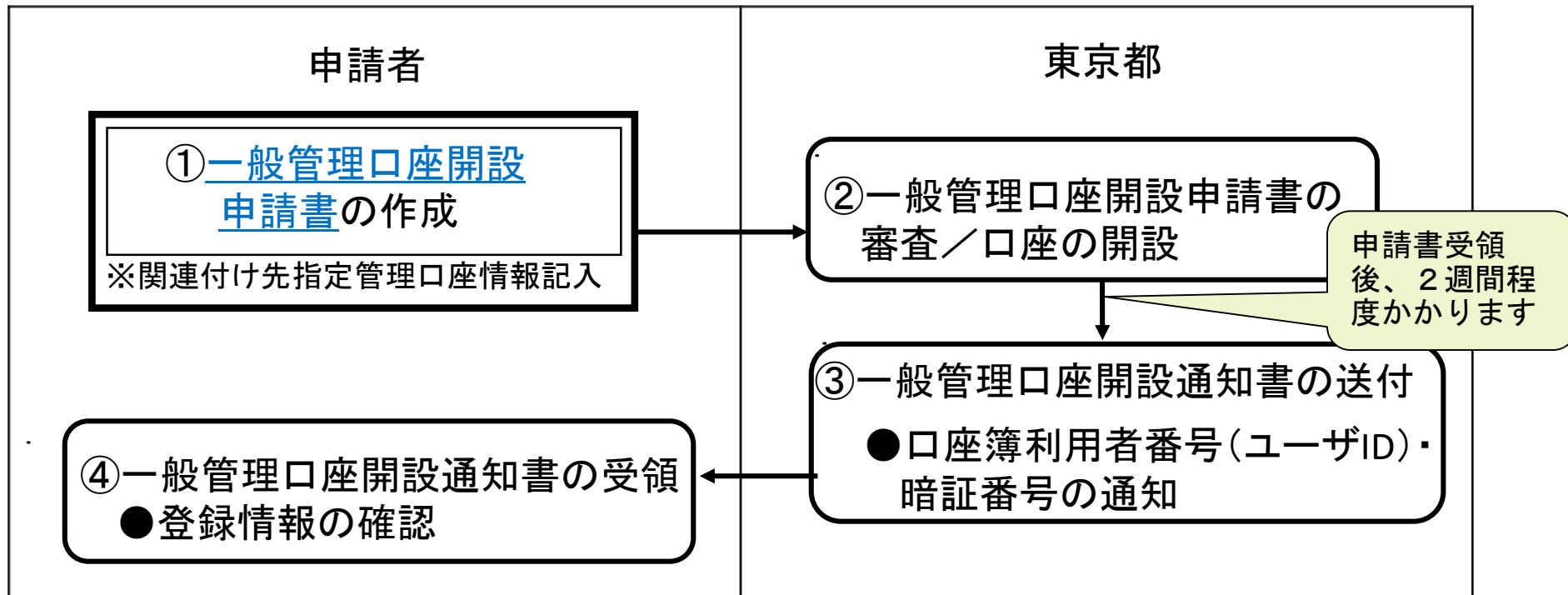
「超過削減量発行可能量」は各年度単位ではなく、
各計画期間の累計値を表示

1-2 一般管理口座の開設

- ◆ クレジットの購入・他者からの譲渡（排出量取引）には、一般管理口座を経由します。
- ◆ 一般管理口座をお持ちでない方は、一般管理口座を開設する必要があります。

一般管理口座開設申請書（地底地球温暖化対策事業者の開設は無料）

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/ippan_kouza_kaisetsu.html



1-2 一般管理口座の開設 (一般管理口座のクレジット等の確認)

- ◆ 総量削減義務と排出量取引システムでの一般管理口座の画面

一般管理口座情報照会

- 口座情報照会
- 残高照会**
- 取引履歴照会・移転実行

見積管理業務

- 見積受付情報登録・変更
- 見積受付登録事業者照会

パスワード管理

- パスワード変更
- 第2パスワードの設定/変更

- ① 口座情報
- ② 一般管理口座で保有しているクレジットの詳細情報(クレジットの種類、クレジット量、利用可能な計画期間など)を確認できます。

残高照会 (一般管理口座)

① クレジットの保有残高の一覧は以下の通りです。

口座番号	130-110-4000000001-00
管理口座の種類	一般管理口座
口座名義人の法人名称	一般事業者法人!
口座名義人の代表者名(個人氏名)	一般事業者代表者名!
口座名義人の所在地(住所)	港区芝大門1-1-1
総クレジット量	800 t-CO2

② 3ブロックのクレジット情報が検索されました。

項番	クレジットシリアル番号 (FROM-TO)	クレジットの種類 (再エネクレジット種類)	指定番号/クレジット 割出事業番号	クレジット量 (t-CO2)	削減年度	利用可能な 削減計画期間
1	130-1001~ 130-1100	超過削減量 (太陽光)	-	100	2015	第一
2	130-1101~ 130-1300	都内中小クレジット (太陽熱)	3001	200	2015	第一,第二
3	130-1301~ 130-1600	再エネクレジット (環境価値換 算量) (風力)	-	300	2015	第二

1-3 取引相手を探す (排出量取引費システムの情報活用)

◆ 取引相手の探し方として、排出量取引システムの情報や東京都環境局のホームページ上で公表されている情報から探す方法等がある。

- ① 排出量取引システムの「見積受付情報」を利用 → **一般管理口座開設者が利用可能**
 「見積受付情報」では、システム内の掲示板にクレジットを売りたい方、買いたい方が、取引相手を探すために、自らの情報をシステムに登録又は情報の閲覧（照会）ができる。

見積管理業務

見積受付情報登録・変更

見積受付登録事業者照会

登録

東京都環境局 総量削減義務と排出量取引システム

見積受付情報登録・変更

以下の入力フォームに登録又は変更の情報を入力してください。
 「登録」ボタンを押すと、企業の新規登録を行うことができます。
 入力後に「確認」ボタンを押してください。

取引 種別	見積受付事業者 としての登録	取扱クレジットの種類	連絡先	備考 (最大1000文字) ※電話番号、FAX、Eメールを入力 してください。
<input checked="" type="radio"/> 購入	希望しない			
<input type="radio"/> 販売	希望しない			

変更 確定 戻る

● クレジットを販売又は購入したい場合は、取引したいクレジットの種類、連絡先を任意で登録することが可能

照会

見積受付登録事業者照会検索結果

検索結果

878件の見積受付登録事業者が検索されました。

見積受付登録事業者名	所在地(住所)	取扱種別	取扱クレジットの種類	連絡先	備考
森テック法人名称02 見積受付事業者代表者 名02	海浜区野庭町02村	購入	都市中小クレジット	あいうえお0002	購入番号00002
森テック法人名称03 見積受付事業者代表者 名03	海浜区野庭町03村	購入	再エネクレジット(環境価値換算)	あいうえお0003	購入番号00003
森テック法人名称04 見積受付事業者代表者 名04	海浜区野庭町04村	購入	再エネクレジット(その他削減)	あいうえお0004	購入番号00004

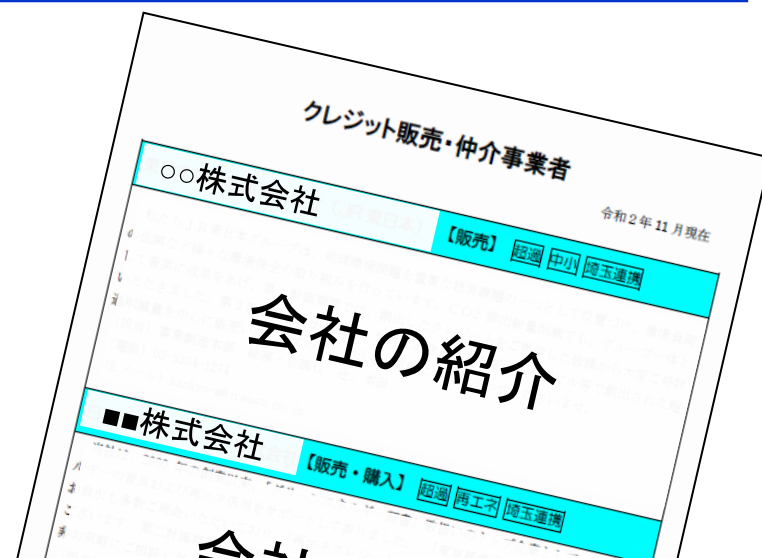
● 【クレジット購入事業者】、【クレジット販売事業者】や【クレジットの種類】から検索することが可能

1-3 クレジットの移転 (環境局ホームページの活用)

- ② 民間のクレジット仲介業者、グリーンエネルギー証書の発行事業者を利用
「排出量取引セミナー&マッチングフェア」に出展したことのあるクレジットの販売・仲介を行っている事業者の情報を東京都環境局ホームページで公表

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/trade/index.html

- ▶民間のクレジット仲介業者
様々なクレジット取引を仲介いただけます。
- ▶グリーンエネルギー証書の発行事業者
グリーン証書を購入し、再エネクレジット(環境価値換算量)に変換し、義務履行に利用することが可能です。

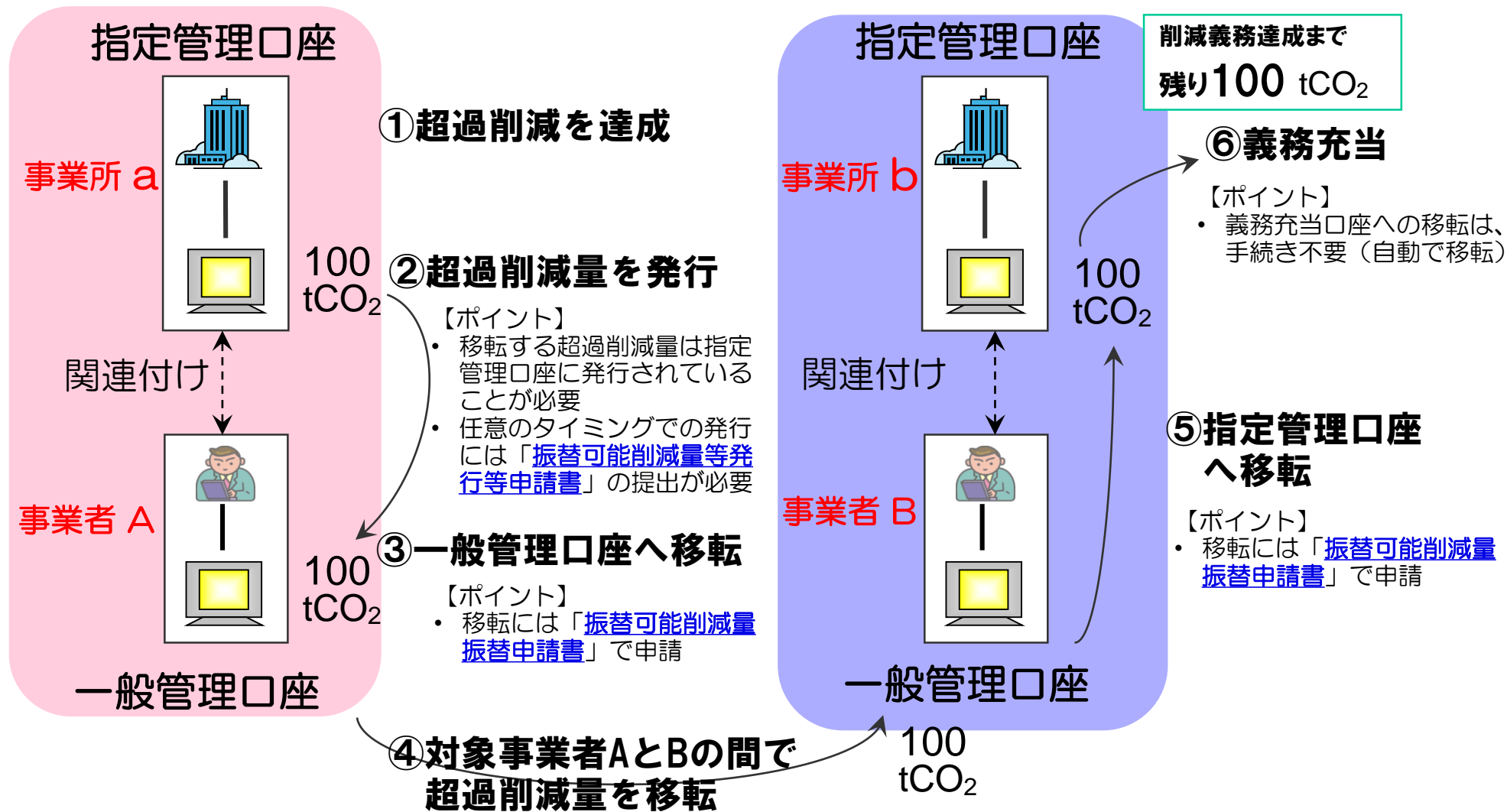


- ③ 公表データの活用

「事業所ごとの削減実績。地球温暖化対策計画書等の情報」を活用
※排出量データ等から、購入先候補を検討する。

<https://www9.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/koukai/koukai.html>

1-4 排出量取引の例 (超過削減量のお他者との取引)

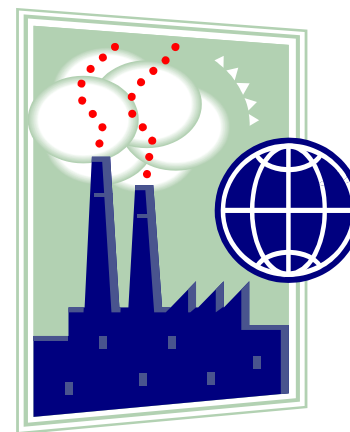


1-5 義務充当

- ◆ 義務充当については、原則申請によらず整理期間末日の到来とともに自動で行われる。
- ◆ 一般管理口座に保有しているクレジット
→指定管理口座に振替を行うと、振替後遅滞なく知事が職権で義務充当する。
- ◆ 指定管理口座に保有しているクレジット
→義務充当申請期限（義務履行期限日の30日前）の翌日において削減不足量がある場合、知事が職権で義務充当する。
- ◆ 削減義務期間の途中で、義務充当申請により任意のタイミングで充当することも可能
- ◆ 削減義務が履行された場合、東京都から特定地球温暖化対策事業者や指定管理口座の口座管理者に対する通知は行わない。自己の指定管理口座にアクセスし、クレジット等の義務充当状況を確認すること。
- ◆ 一度義務充当したクレジットは、再度指定（一般）管理口座に戻すことはできない。必要量を超えて義務充当しないよう注意すること。

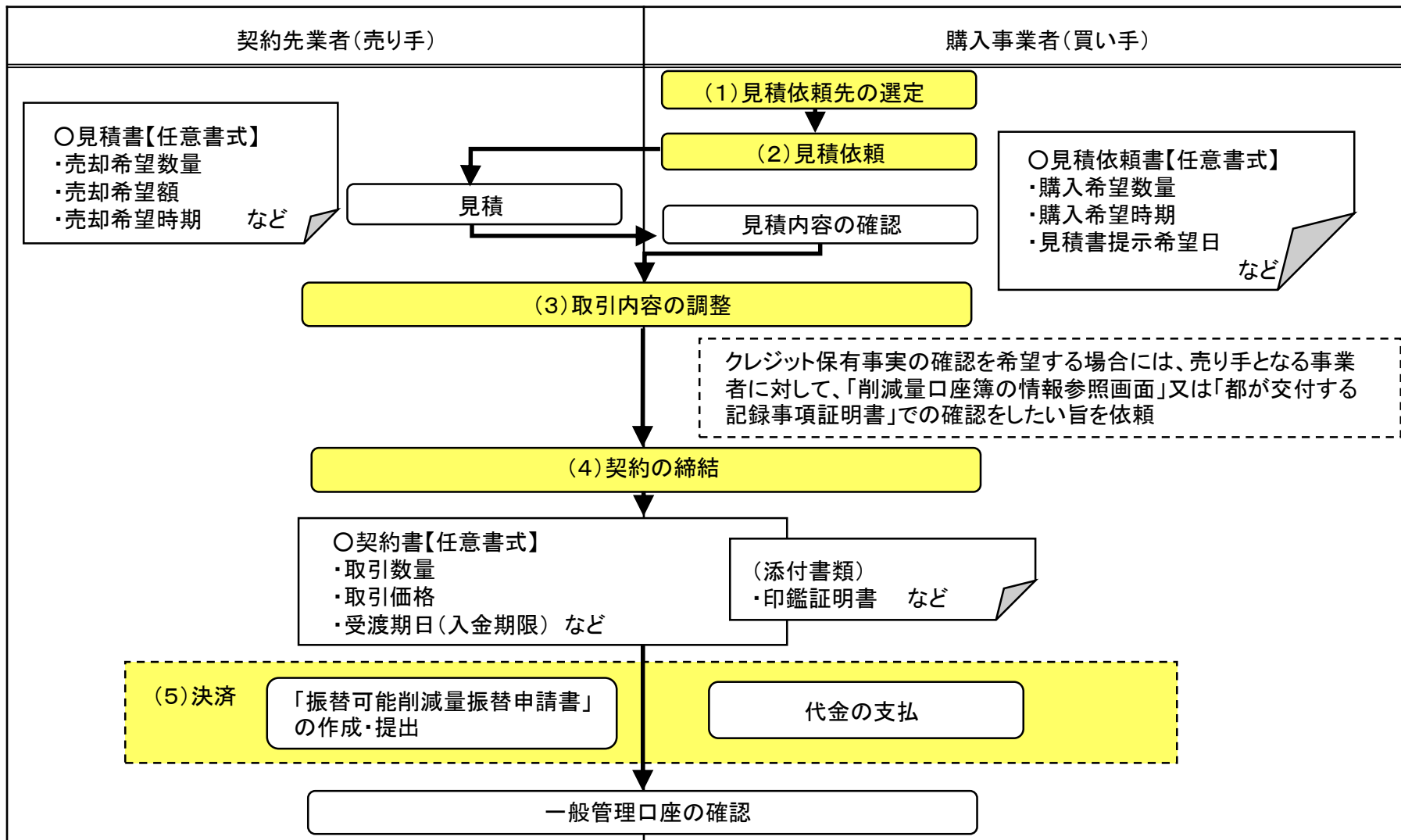
2 排出量取引における留意事項

- 2-1 クレジット購入の流れ
- 2-2 排出量取引における留意事項
- 2-3 バンキング



2-1 クレジット購入の流れ

◆ クレジットの購入には社内外の調整が必要です。時間に余裕を持って御対応ください。



※総量削減義務と排出量取引における排出量取引ガイドラインも合わせて御確認ください。

2-2 排出量取引における留意事項

- ◆ 東京都の排出量取引は相対で行うため、東京都は個々の企業の取引交渉に関与しない。
- ◆ 取引価格は、取引する当事者同士の交渉・合意により決定する。
- ◆ 排出量取引は売主・買主による契約（＝合意）に基づき行われる取引であり、契約行為（契約書の作成及び印鑑証明書原本の取り交わし等）が必要である。
- ◆ クレジットには使用可能な“有効期限（スライド15参照）”があることから、将来的な義務充当を考慮したクレジットを取引する。
- ◆ クレジット保有事実の確認を希望する場合には、売り手となる事業者に対して、「削減量口座簿（排出量取引システム）の情報参照画面」又は「都が交付する記録事項証明書※」の発行を依頼し確認する。

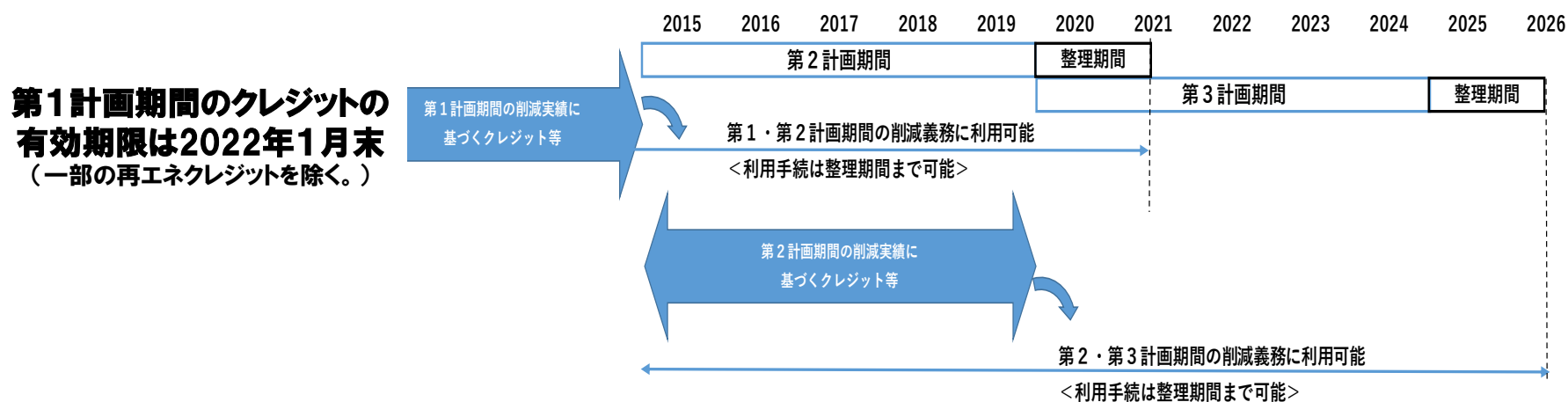
※ 東京都への申請及び手数料(400円)が必要。発行までに10開庁日程度要します。

グループ企業内での排出量取引では契約が不要なこともあります(第1計画期間では義務履行のために行われた排出量取引(124事業所)のうちの55%が同一法人・グループ企業内の取引)。

2-3 バンキング (義務履行に充当しなかった第2期創出のクレジット等の取扱い)

◆ 「バンキング」とは

- 削減計画期間中に削減対策を実施し超過削減量やオフセットクレジット等を発行したものの、当該削減計画期間の削減義務の履行に利用しなかったクレジット等を、翌削減計画期間に持ち越すこと。
- バンキングは期日の到来とともに自動的に行われるため、手続きは不要



第n計画期間の削減量：第n計画期間及び第n+1計画期間の削減義務の履行に利用可能
(有効期間は第n+1計画期間の整理期間終了時まで)

第1計画期間の削減量：第2計画期間の整理期間終了時(2022年1月末)まで利用可能

第2計画期間の削減量：第3計画期間の整理期間終了時(2026年9月末)まで利用可能

相談窓口にお気軽にご相談ください！！

「総量削減義務と排出量取引制度 相談窓口」では、排出量取引に関する相談をお受けしています。

- ✓ 口座の開設、取引に関する申請手続
- ✓ クレジットの取引方法
- ✓ 会計税務の取扱い
- ✓ その他排出量取引に関すること。

<総量削減義務と排出量取引制度 相談窓口>

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第二本庁舎 **20** 階南側

TEL : **03-5388-3438**

FAX : 03-5388-1380

Email : ondanka31@ml.metro.tokyo.jp (制度全般に関係するご質問)

torihiki@ml.metro.tokyo.jp (取引制度に関するご質問)